

工事現場等における施工体制の点検要領

第1 目的

この要領は、開成町が発注した請負工事について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「適正化法」という。）及び同法に基づく公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）に基づき、契約担当者（開成町契約規則（昭和49年開成町規則第5号）第2条に規定する契約担当者）が監督業務等において把握すべき点検事項等を定めたものであり、もって工事現場の適正な施工体制を確保することを目的とする。

第2 点検対象工事

点検対象工事は、請負金額が1,500万円（建築一式工事にあつては2,500万円）以上とする。ただし、契約担当者が必要と認めた場合は、この金額未満の工事であっても点検対象工事とすることができる。

第3 重点点検対象工事

点検対象工事のうち、次の各号に該当する工事については重点点検対象工事として、点検の頻度を高めて実施するものとする。

- (1) 低入札価格契約工事
- (2) 一社で請負契約の過半を占める一次下請けがある工事
- (3) 同規模又は上位規模であつて、同業種の会社が一次下請けにある工事
- (4) 工区割れされた同時期の隣接工事について、同一会社が下請けに存在している工事
- (5) その他、技術者の資格や専任制等の施工体制に疑義があると認められる工事

第4 疑義情報の通知

点検により、次のいずれかに該当すると疑うに足る事実を把握したときは、事業実施主管課長等は、庶務課長を經由し契約担当者にその事実を通知（様式第1号）するものとする。

- (1) 建設業法（昭和42年法律第100号）第28条第1項第3号、第4号又は第6号から8号までのいずれかに該当すること。
- (2) 適正化法第13条第1項若しくは第2項、同条第3項の規定により読み替えて適用される建設業法第24条の7第4項、同条第1項若しくは第2項又は同法第26条若しくは第26条の2の規定に違反したこと。

第5 工事成績評定への反映

点検を通じて、請負者の施行体制に不適切な点があった場合は、その内容、改善状況に応じて工事成績評定に適切に反映するものとする。

第6 入札前における主任（監理）技術者の専任制等の確認

一般競争入札又は公募型指名競争入札の参加者から提出された配置予定の主任（監理）技術者について、事業実施主管課長等は、申請書又は申込書に記載された内容をCORINSを用いて確認し、記載事項に疑義がある場合は、企業情報サービスなどで配置予定技術者の所属及び資格者証保持の確認をするとともに、参加者に申込書又は申込書の内容を確認するものとする。このとき、不適切な点が判明した場合には、

必要な措置を講じるものとする。

第7 工事現場等における施工体制の点検

工事現場等における施工体制の点検は、次のとおりとする。この点検により、不適切な点が判明した場合には、必要な措置を講じるものとする。

(1) 主任（監理）技術者資格等の確認

開成町工事執行規則（平成7年開成町規則第13号）第3条に基づき、あらかじめ通知を受けた配置技術者が、適切な資格を有していることを経歴書（様式第2号）により確認するものとする。

なお、配置技術者が監理技術者の場合、施工計画書の提出時など工事着手前に、監理技術者資格者証の提示を求め、その者が開成町工事執行規則第3条に基づき、あらかじめ通知を受けた監理技術者と同一人であり、請負者と雇用関係にあることを確認するものとする。

(2) 主任（監理）技術者の専任制の確認

契約後における主任（監理）技術者の専任制の確認は、次のとおりとする。

ア 当該工事のCORINS登録が、契約後10日以内になされたことを確認するものとする。

イ CORINS登録後、JACIC-CE協議会等から主任（監理）技術者の重複、所属及び資格者証保持に疑義があるとの情報提供を受けた場合は、他工事の発注者と連絡、情報交換を行うとともに、請負者に疑義情報の内容を電話、面接等で確認するものとする。

(3) 主任（監理）技術者の専任及び現場代理人の常駐状況の点検

現場における主任（監理）技術者の専任状況について、適切な頻度で点検するものとする。

また、これに併せて開成町工事執行規則第3条に基づき、あらかじめ通知を受けた現場代理人の常駐状況について点検するものとする。

(4) 施工体制台帳の点検

施工体制台帳（下請契約書の写し、再下請負通知書等添付書類を含む）が適切に整備されており、第4の(1)に該当するような不適正な下請関係がないことを工事期間中に点検するものとする。

(5) 施工体系図の点検

提出された施工体系図と同一のものが、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げられていることを工事期間内に点検するものとする。

(6) 施工体制の点検

施工体制台帳及び施工体系図又は下請負業者編成表が、実際の施工体制と相違ないことを点検するものとする。

(7) 標識等の点検

建設業許可を受けたことを示す標識が、公衆の見やすい場所に掲示されていること、また、建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識及び労災保険関係の掲示項目が掲示されていることを点検するものとする。

附 則

この要領は、平成14年11月1日から施行し、同日以降に契約する工事について適用する。

様式第1号

平成 年 月 日

開成町長殿

(事業実施主管課長)

工事現場の施工体制に係る疑義情報について(通知)

このことについて、工事現場等における施工体制の点検要領第4の規定に基づき、次のとおり通知します。

1 工 事 名

2 工 事 箇 所

3 請負業者の商号または名称

代表者氏名

住 所

建設業許可番号及び許可年月日

4 疑 義 事 項

事務担当は、

工事概要及び請負契約書、施工体制台帳等疑義事項に関する資料を添付すること。

経 歴 書

現場代理人
主任技術者
監理技術者

住 所
氏 名
生年月日

工 事 名

学 歴 (最 終 学 歴)

1 年 月

資 格 (名 称 、 番 号 等)

1 年 月
2 年 月
3 年 月
4 年 月
5 年 月

職 歴

1 年 月
2 年 月
3 年 月

工 事 履 歴 (工 事 名 ・ 発 注 者 ・ 現 場 代 理 人 等)

1 年 月
2 年 月
3 年 月
4 年 月
5 年 月

監理技術者にあつては、資格欄に監理技術資格者名の交付日・交付番号を加えること。

参考 点検要領第 4 (疑義情報の通知) 関係

点検要領第 4 は、適正化法第 1 1 条及び平成 1 3 年 3 月 2 1 日神奈川県公共工事入札・契約制度改善推進会議議長 (県土整備部長) 通知に基づき規定したものである。点検要領第 4 に列挙して建設業法関係条文の概要は以下のとおり。

1 点検要領第 4 (1)関係

建設業法第 28 条 (指示及び営業の停止)

第 28 条第 1 項第 3 号	建設業者またはその使用人によるその業務に関する他の法令違反
第 28 条第 1 項第 4 号	建設業法第 22 条 (一括下請の禁止) 違反
第 28 条第 1 項第 6 号	建設業の許可を受けていない者との下請契約の締結 (法第 3 条第 1 項ただし書きの軽微な建設工事を除く)
第 28 条第 1 項第 7 号	特定建設業者以外の者との請負代金 3,000 万円以上 (建築一式工事では 4,500 万円) となる下請契約の締結
第 28 条第 1 項第 8 号	営業停止または禁止されているものと、当該停止または禁止されている営業の範囲に係る下請契約の締結

2 点検要領第 4 (2)関係

建設業法第 2 4 条の 7 (施工体制台帳及び施工体系図の作成等)

第 24 条の 7 第 1 項	発注者から建設工事を直接請け負った特定建設事業者で、当該建設工事を施工するため、総額が 3,000 万円 (建築一式工事にあっては 4,500 万円) 以上の下請契約を締結した特定建設事業者による施工体制台帳の作成 (以下、施工体制台帳を作成しなければならない特定建設事業者を「作成特定建設事業者」という。) と現場への備え付け及び発注者への写しの提出
第 24 条の 7 第 2 項	第 1 項の建設工事の下請負人が再下請負契約をした場合、下請負人による再下請負内容の作成特定建設事業者への通知
第 24 条の 7 第 4 項	作成特定建設事業者による施工体系図の作成と現場 (工事関係者及び公衆が見やすい場所) での掲示

下線は、適正化法第 13 条第 1 項から第 3 項の規定により読み替えて適用される箇所

建設業法第 26 条 (主任技術者及び監理技術者の設置等) 及び第 26 条の 2

第 26 条	一定の資格または施工実務の経験を有する主任技術者及び監理技術者の設置
第 26 条の 2	土木・建築工事業者が土木・建築一式工事の内容である専門工事を施工する場合及び建設業者が附帯工事を施工する場合における当該専門工事または附帯工事にかかる技術者の設置等

施工体制の把握に関する点検の視点（着眼点）

入 札 前

[条件付一般入札及び公募型指名競争入札で執行の場合、申請書等により次の確認を行う]

1 配置予定技術者の資格・専任制の確認

確認・把握項目	着眼点	実施時期
資格要件	国家資格者の場合 監理技術者資格者証又は国家資格証明書の写しが添付されているか。 資格は工事の種類に応じた適切なものか。	申請書・申込書受領時
	実務経験の場合 経歴書に記載された実務は、発注工事の内容に応じた業種であり、実務経験の年数は適切か。	
雇用関係	請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係を有しているか。（監理技術資格者証又は経歴書に記載された所属会社への入社年月を確認）	
専任制	配置予定技術者は、予定の工事期間内に専任可能か。	

契 約 時

2 主任技術者等設置（変更）届・経歴書の確認

(1) 主任技術者の届が出された場合

確認・把握項目	着眼点	実施時期
資格要件	国家資格者の場合 経歴書に国家資格証明書の写しが添付されているか。 資格は工事の種類に応じた適切なものか。	設置届・変更届受理時
	実務経験の場合 経歴書に記載された実務は、発注工事の内容に応じた業種であり、実務経験の年数は適切か。	
雇用関係	請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係を有しているか。（経歴書及び雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証、市町村の特別徴収税額通知書等の写し）により確認）	
専任制	主任技術者は専任となっているか。	